

平成 — 金融機関激変の

時代を金融法務の視点から振り返る(上)

小沢・秋山法律事務所 弁護士 香月 裕爾

平成という時代が終わろうとしている。平成元年(1989年)から平成31年(2019年)の30年余り、我が国の金融界にとつては、激動の乱世だったと感じられる。一例をあげれば、平成元年に13行存在した都市銀行がメガバンク3行とりそなグループに集約されている。その他の中小・地域金融機関においても合従連衡が著しく、市場から退出を余儀なくされ、淘汰された金融機関も数多存在する。筆者は、平成2年に弁護士登録をして、金融機関を主たる顧客とする法律事務所を弁護士業を遂行してきた。特に、大激動の90年代を主に民事保全・訴訟・執行の現場で体験している。以下では、平成元年から平成30年まで金融法務を中心に本号と次号にわたって振り返ってみよう。

なお、本論稿の内容は筆者の個人的な意見に基づくものであり、筆者が属するあらゆる組織や団体等の見解ではないことに留意されたい。

平成元年(1989年)

平成元年は、12月22日に民事保全法(平成元年法律第91号)が公布されたことを除いて立法や金融行政に大きな変革はなかったが、バブル経済の象徴というべき東京証券取引所の大納会(12月29日)に日経平均株価が3万8915円という最高値をつけた。この高値は現在も破られていない。翌年には半減するものの、金融業界をはじめ国全体がバブル経済に酔っていた。

〈判例〉

● 抵当不動産の賃料債権に対する
 抵当権者の物上代位の可否
 (最判平成元・10・27民集43
 巻9号1070号、金融・商
 事判例838号3頁)

抵当不動産が賃貸された場合、
 抵当権者は民法372条、
 304条の規定の趣旨に従い、
 賃借人が供託した賃料の還付請
 求権について抵当権を行使する
 ことができる。

目的不動産に対して抵当権が
 実行されている場合でも、実行
 の結果、抵当権が消滅するまで
 は、賃料債権に対しても抵当権
 を実行することができる。

この判例は、当時大きな話題
 になっていなかったようである
 が、首都圏のテナントビルの賃
 料がバブル経済によって高騰し
 たことから、バブル経済崩壊
 後、テナントビルに抵当権を設
 定した金融機関による債権回収
 に大いに貢献したといえること
 ができる。

平成2年(1990年)

3月27日に大蔵省銀行局長か
 ら「土地関連融資の抑制につ
 いて(蔵銀第555号)」と題する
 通達が金融機関の団体宛に発出
 された。翌年から始まったバブ
 ル経済崩壊の直接的な引金とな
 ったいわゆる「総量規制通達」
 である。

この通達の目的は、土地に対
 する異常な投機取引を鎮静化す
 ることであり、その内容は、不
 動産向け融資の伸び率を総貸出
 の伸び率以下に抑制するもので
 ある。また、あわせて不動産
 業、建設業およびノンバンクに
 対する融資実態の報告を金融機
 関に求めている。

この通達が発出されたことに
 より、金融機関の不動産関連融

経営者保証の 現代的課題 (上)

1 はじめに

河原 「未来投資戦略2018『Society5.0』」テーマ駆動型社会」への変革」の中では、中小企業支援機関の強化として、「金融機関が過度に担保・保証に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援を十分取り組むよう、金融仲介機能の適切な発揮を促すとされ、金融機関の見える化を推進する」旨が明記されていますが、今後、金融機関の情報開示の中でも、やはり「保証」は注目される項目の一つになるのではないかと思います。

そこで本日は、金融庁監督局監督調査室長の石川靖様、中小企業庁金融課長の貴田仁郎様、経営者保証に関するガイドライン研究会の座長で弁護士の小林信明様と経営者保証をテーマに、議論をしてみたいと思います。

申し遅れましたが、私は、司会を務めます公認会計士の河原万千子です。経済産業省で中小企業政策審議会委員のほか、いくつかの委員を務め、中小企業支援活動のお手伝いをしており

ます。本日ご参加の皆様とは、日ごろ審議会等で一緒にさせていただいておりますが、まずは皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

小林 長島・大野・常松法律事務所 弁護士の小林でございます。事業再生、倒産を主な業務分野としております。また、先ほど河原先生からもお話がございましたが、経営者保証ガイドラインの策定にも関わっており、策定の際の研究会の座長を務めております。河原先生とは、経済産業省の中小企業政策審議会の中の金融ワーキンググループで一緒にさせていただいております。本日は皆様方との多様な議論を通じて、勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

石川 金融庁の監督局監督調査室長の石川と申します。我が室では、まさに本日のテーマである経営者保証ガイドラインの活用に向けた実態把握や促進を中心に業務を行っています。本日は、金融機関、といってもメガバンクから地方銀行、信用金

庫、信用組合とかなり幅広い業態がございますので、それぞれの違いなども踏まえて、ガイドラインへの対応について、その取組み等をご紹介させていただきます。ければと思います。

貴田 中小企業庁金融課長の貴田でございます。中小企業庁の金融課では、我が国の中小企業の金融円滑化を支援しております。本日のテーマである経営者保証の問題は、多くの中小企業の経営者の方々にとっても非常に関心のあるテーマでございます。全国の様々な中小企業の方々とお話しております。割と高齢の経営者の中には経営者保証に対する抵抗感が少ない方もいらっしゃいますが、世代交代が進むなか、若い経営者の方ほど経営者保証を敏感に感じているという印象を受けます。本日はそういった中小企業の側からみた経営者保証のあり方についてお話をさせていただければと考えております。よろしくお願いたします。

2 経営者保証の弊害

河原 さて、中小企業への融資



1

改正入管法の概要と外国人雇用等に関する取引先へのアドバイスのポイント

さくら共同法律事務所 弁護士 山脇 康嗣



平成30年出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」といいます）改正により、在留資格「特定技能」が創設され、外国人労働者の受入れが大幅に拡大されました。外国人の受入基準の緩和と法違反者への制裁強化等が一体的に進行しており、外国人雇用等に関してコンプライアンスの徹底が求められるようになっていきます。

一 改正入管法の概要

1 在留資格「特定技能1号」および「特定技能2号」の創設

後記2(2)の14分野（特定産業分野）において、「特定技能1号」および「特定技能2号」が創設されました。行政見解は、「専門的・技術的分野」と評価される技能水準の範囲を広げたものとしていますが、いずれの分野においても、「主たる業務」とあわせて行う限り、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えないとされます（各分野の運用要

領）。その結果、付随的であれば、事実上の非熟練労働にも従事することが認められる場合があります。

同一の業務区分内または試験等によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間（後記2(3)参照）において転職が認められます。雇用形態は、フルタイムかつ原則として直接雇用ですが（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針）、農業分野および漁業分野に限って、一定の要件のもと派遣形態が認められます（農業運用方針、漁業運用方針）。

(1) 在留資格「特定技能1号」
在留資格「特定技能1号」は、特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。通算で上限5年までの在留が認められます（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（以下、「上陸許可基準省令」といいます）。求められる技能水準および日本語能力水準は、後記3(3)のとおり、試験等で確認されますが、技能実習2号を修了した外国人は、当該試験等を免除されます（上陸許可基準省令）。家族の帯同は基本的に認められません（入管法別表第1の4の表の「家族滞在」の項の下欄括弧書）。受入れ機関または登録支援機関（入管法19条の23第1項）による支援の対象となります（同法2条の5第3項2号、5項、6項）。

(2) 在留資格「特定技能2号」
在留資格「特定技能2号」は、特定産業分野（当面は、建設分野および造船・船用工業分野のみ）に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。要件を満たす限りは、在留期間の更新回数に上限はありません。求められる技能水準は試験等で確認されますが、日本語能力水準は試験等での確認はされません（上陸許可基準省令）。家族の帯同（配偶者、子）は、要件を満たせば認められます（入管法別表第1の4の表の「家族滞在」の項の下欄括弧書）。受入れ機関または登録支援機関による支援の対象となりません。